| 新潟市教育委員会 平成28年3月 定例会会議録 | | | | | | |
|-------------------------|------------------------------|-----|------------|--------------|----------------------------------|-----------|
| 日時 | 平成28年3月17日(木) 午後3時30分 | | | | | |
| 場所 | 市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1(白6-203) | | | | | |
| 教育長 | 前田秀子 | | | | | |
| 出席委員 (8名) | 吉村委員 | | | | 藤 | 田委員 |
| | 齋 藤 委 員 | | 出席委員 真 谷 氰 | | 谷 委 員 | |
| | 沢野委員 | | 佐 藤 | | 藤委員 | |
| | 織田委員 | | 欠席委員 | | | |
| | 伊藤委員 | 1 | | | | |
| 会議に出席 した職員 (21名) | 職•氏 | 名 | 職・氏 名 | | | |
| | 教 育 次 長 | 高島 | 徹 | 生 センタ | | 三保 恵美子 |
| | 教育次長 | 長 浜 | 裕子 | 生 モンタ | | 井関一博 |
| | 教育政策監 | 伊藤 | 充 | 中央公 | 民館長 | 五十嵐 政人 |
| | 教育総務課長 | 上所 | 隆 | 中央図 | 書館長 | 山川 正士 |
| | 学務課課長補佐 | 佐藤 | 博之 | 中 央 🛭 サービ | 図書館 ス課長 | 松 田 玲 子 |
| | 施設課長 | 小林 | 正人 | 新津図 | 書館長 | 松原伸直 |
| | 保健給食課長 | 松 崎 | 義 春 | | | |
| | 地域教育推進課長 | 佐々木 | 克己 | 教 育 約 課 長 | 総務課補佐 | 五十嵐 雅樹 |
| | 教職員課長 | 吉田 | 隆 | 教育総務 | 务課係長 | 灰 野 梢 |
| | 総合教育センター所長 | 高 地 | 啓 衛 | 教育総務 | 务課主査 | 石田 貴宏 |
| | 学校支援課長 | 大井 | 隆 | 教育総務 | 务課主査 | 小林 夏那恵 |
| その他の 出席者(0名) | | | | | | |

| 開会 | 時刻 | 午後3時30分 | | | | |
|------------|---|---|--|--|--|--|
| | 宣言者 | 教育長 | | | | |
| 付議事件 (11件) | 議案番号 | 件名 | | | | |
| | 議案第29号 | 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について | | | | |
| | 議案第30号 | 新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部 改正について | | | | |
| | 議案第31号 | 新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について | | | | |
| | 議案第32号 | 新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理 に関する規則の一部改正について | | | | |
| | 議案第33号 | 新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について | | | | |
| | 議案第34号 | 新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について | | | | |
| | 議案第35号 | 事務局及び機関の長の人事について | | | | |
| | 議案第36号 | 教育財産の用途廃止について | | | | |
| | 議案第37号 | 教育財産の用途廃止について | | | | |
| | 議案第38号 | 市立高等学校等の人事管理について | | | | |
| | 議案第39号 | 第2期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について | | | | |
| 報告 (4件) | 件名 | | | | | |
| | (仮称)国際青少年センター・(仮称)芸術創造ファクトリー基本構想(案)に対するパブリックコメントの実施結果について | | | | | |
| | 指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について | | | | | |
| | 第31期社会教育委員会議建議について | | | | | |
| | 「教科用図書の検定申請期間中における閲覧等の問題」の調査結果について | | | | | |
| 協議会 (0件) | | 件 名 | | | | |
| | | | | | | |

第1 開会宣言

〇教育長 午後3時30分開会を宣言する。

本日,報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありま すが,これを許可することにご異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長 新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に吉村委員及び沢野委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長 それでは、付議事件に入ります。

議案第 29 号「新潟市教育委員会組織規則の一部改正について」を教育 総務課から説明をお願いします。

○教育総務課 長

平成28年度に予定されている,組織改正に伴う組織規則の一部改正でございます。改正理由の1番の(1)をご覧ください。平成28年度の組織改正によるものとして,県費負担教職員の給与事務及び権限の移譲のため,教職員課に給与・システム担当課長を新たに設置し,現在,教育総務課が所管している給与・福利などの事務の一部を教職員課に移管するものです。参考までに,組織改正概要ということで,資料をつけておりますので,併せてご覧いただきたいと思います。

二つ目は、西川多目的ホールの所管替えによるものです。これまで、西川多目的ホールは西川地区公民館と西川図書館で管理しておりましたが、4月からは西川図書館で一元管理を行います。そのための所要の組織改正でございます。施行日は両方とも平成28年4月1日となります。

付議の2ページから3ページは公布文,付議の4ページから7ページが 新旧対照表となります。

○教育長

ただいまの説明にご質問等はございますか。よろしいでしょうか。 では、議案第29号については承認ということで決定します。

次に,議案第30号「新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」,教育総務課から説明をお願いいたします。

〇教育総務課 長

付議8ページをご覧ください。今回の改正理由につきましては、法改正によるもの、規定の見直しなどによるものの二つでございます。

まず、法改正によるものについて説明いたします。地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第27条で、市長の権限である幼保連携型認定こど も園の、教育課程などの基本的な事項を策定する際、教育委員会と密接な 関連のある事務については、教育委員会の意見を聞くことが義務づけられ ました。また、その意見の申し出につきましては、教育長に委任できない事 務と規定されたことから、当該規則で規定するものです。具体的には、規則 の第2条第1項第11号に、教育長に委任できない事項ということで規定するものです。 次に、行政不服審査法の改正によるものとなります。この法律は、公正性の向上、使いやすさの向上を目的に、平成26年に改正され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。それに伴う規則改正でございます。これまでの不服申し立ての手続きが、審査請求に一元化されるため、文言をそのように改正するものです。

二つ目の、規定の見直しなどによる改正についてです。地方教育行政の 組織及び運営に関する法律の改正により強化された教育長の事務執行の 状況を、これまで教育長が報告するという事項だけでございましたが、教育 委員会によるチェック機能を高めるため、この規定の中に、「教育委員会か ら報告を求める」という事項を加える改正でございます。

それとあわせて、第3条は教育長の代理についての規定の項目です。法 改正前までは、教育委員会で教育長を任命しておりましたが、法改正後 は、教育長は市長が議会同意を得て任命することとなったことから、この規 定を削除するものでございます。施行日については、いずれも平成28年4 月1日からとなります。

○教育長

9 ページは公布文, 10 ページから 11 ページが新旧対照表となります。 ただいまの説明にご質問等はございますか。ございませんでしょうか。 それでは、議案第 30 号について承認するということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

○教育長

ありがとうございます。承認といたします。

次に,議案第31号「新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について」,学校支援課から説明をお願いします。

〇学校支援課 長 この規則については教職員課の所管ですが、今回の改正内容については学校支援課の所管分ですので、学校支援課から説明をいたします。

付議 12 をご覧ください。小学校及び中学校における修学旅行の実施手続きを簡素化し、学校事務の効率化を図るため、宿泊可能となる対象学年及び可能日数を改めるものです。

付議14の新旧対照表をご覧ください。現行は、新潟市立学校管理運営に関する規則第9条において、宿泊を要する修学旅行について、小学校では6年生で1泊2日まで、中学校では3学年で2泊3日までとしています。小学校5年生、中学校2年生で実施する場合は、教育委員会の承認を得ることになっております。

近年,小学校では特色ある活動の実施,十分な活動時間の確保等の理由により,6年生で2泊3日の宿泊行事を実施する学校が増えてきております。また,小規模校では引率の関係で,5,6年合同で修学旅行を実施する学校も増えております。中学校では,3年生における授業日数の確保,行事の精選,あるいは事前活動や準備等の時間確保,学級編成などの理由から,2年生での実施校も増えております。

結果として、小学校で2泊する場合は修学旅行としては実施できない、実 施報告のほかに承認願いを提出しなければならないなど、学校現場に余分 な事務手続きを強いる状況にございます。そのため、改正案では、宿泊可能となる対象学年を、小学校5年、6年、中学校2年、3年に、宿泊可能日数を2泊3日以内とするものでございます。施行日は平成28年4月1日です。

○教育長 ただいまの説明にご質問等はございますでしょうか。

それでは、事案第31号は承認ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長 次に、議案第32号「新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センター

の管理に関する規則の一部改正について」,議案第33号「新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について」及び議案第34号「新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について」は関連がありますので,一括して

審議します。生涯学習センターから説明をお願いします。

○生涯学習セ 生涯学習センター, 白根学習館, 西川学習館, 各施設に係る教育委員会 ンター次長 規則の一部改正についてご説明いたします。なお, 白根学習館, 西川学習

館は中央公民館の所管ですが、関連しますので一括して説明いたします。 改正の理由、内容でございますが、市民の利便向上を図るため、申請書

での申込みに加えて、生涯学習センター、白根、西川両学習館について、インターネットによる新潟市公共施設予約システムでの予約ができるようにするため、必要な規則の改正をするものでございます。また、あわせて、今回の改正時に申請書様式の「あて先」の表記について、ひらがな表記から、

施行期日について平成 28 年 4 月 1 日としています。規則改正に伴う詳細につきましては、15 ページから 25 ページのとおりでございます。

平成22年に常用漢字に加わった漢字表記に変更するものでございます。

○教育長 ただいまの説明にご質問等はございますか。ございませんでしょうか。

それでは、議案第 32 号、33 号、34 号については承認することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長 次に、議案第35号「事務局及び機関の長の人事について」ですが、これ

は人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございま

せんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○**教育長** それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し審議します。

次に、議案第36号「教育財産の用途廃止について」、施設課から説明を

お願いします。

○施設課長 平成28年4月1日に, 潟東東小学校, 潟東西小学校, 潟東南小学校の

3 校を統合し潟東小学校として開校いたします。校舎については潟東南小学校を暫定的に使用することに伴い、統合後の潟東東小学校、潟東西小学校の土地及び建物について教育財産としての用途を廃止するものです。

用途を廃止する教育財産は、土地及び建物等、記載のとおりです。な お、用途廃止をした後の跡地利用につきましては、市長部局で検討するこ とになっております。

○教育長 ただいまの説明に質問等はございますでしょうか。

それでは、議案第36号については承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長 議案第37号「教育財産の用途廃止について」、保健給食課から説明をお

願いします。

〇保健給食課 長 岩室学校給食センターの廃止については、12月の教育委員会定例会に おいて決定をいただきました。これを受けて、2月議会定例会に条例の一部 改正を堤案いたしました。

本日、お諮りいたしますのは、条例の一部改正について、議会議決の後、議案に記載のとおり、平成28年4月に岩室学校給食センターを廃止し、巻学校給食センターに統合することに伴い、使用しない岩室学校給食センターの土地及び建物について、平成28年4月1日付けで教育財産の用途を廃止するものでございます。

用途廃止する教育財産の概要は、記載のとおりでございます。用途廃止 後の土地、建物は市長部局で利活用を検討することになります。

○教育長 ただいまの説明に質問等はございますでしょうか。

それでは、議案第37号について承認するということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

○教育長 そのように決定します。

次に,議案第38号「市立高等学校等の人事管理について」,教職員課から説明をお願いいたします。

○教職員課長 本件につきましては、県との協議の状況について、これまで教育委員の皆様に何度かご説明してまいりました。

このたび、今月末までに県と協議書の締結を予定していることから、協議 書のうち人事の一般方針を定めるもので、特に重要な内容について議案と したものです。

まず、対象者は記載のとおり、市立高校等の校長と教員です。

次に内容ですが、(1)人事異動・配置については、平成29年度初以降、市が行います。将来的にはすべての校長と教員の異動・配置を市が行います。(2)教員採用選考検査、(3)管理職選考検査ともに、平成28年度以降市が実施します。(4)教員研修については、市が平成29年度以降採用した校長及び教員に対するすべての研修を行います。

現在,市立高校等の校長と教員は全員県からの割愛採用ですが,今後は市が新規に採用・異動・配置を行い,県から来られている先生方は順次県に戻る予定です。あわせて,義務教育諸学校と高校等との人事異動も行ってまいります。

実施時期ですが、来年度、採用選考等を行う必要から、平成28年4月1日を予定しています。

○教育長 ただいまの説明にご質問,ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、議案第38号については承認するということでよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

〇教育長 そのように決定します。

次に,議案第39号「第2期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の 委嘱について」,学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課 長 本市では、平成26年4月に新潟市いじめ防止のための基本的な方針を施行し、それに基づいて、いじめ防止対策等専門委員会を附属機関として設置しております。いじめ防止対策等専門委員会では、大学教員、弁護士、精神科医師、臨床心理士から各1名、計4名を委員として委嘱し、2年間の任期である平成26年度、平成27年度に第1期委員として取り組んでいただきました。平成28年3月をもって、現在の委員の任期は終了となりますが、検討の結果、第2期の委員も、現在の委員に引き続きお願いいたしたいと考えております。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○伊藤委員 異議はないのですが、他のいろいろな委員では、任期が長くなって交替というときに、全員替わるとかがありましたけれども。

少しずつ替えるとかそういうことではなく、まだ2期目なので、今回は再任 ということで、再任するかしないかはその先ということでしょうか。

〇学校支援課 長 現在、いじめ防止等対策委員会が設置されましてから2年が経過したところなのですけれども、この間に、文部科学省のいじめの認知の仕方や、あるいは先日の重大事態のとらえ方について新たな通知が出るなど、かなりいろいろな問題が変動している時期であります。

そのような中、新潟市教育委員会として、認知のあり方、重大事態のとら え方について、どのように考えていけばよいのかということを、現在、検討し ているところでもあります。そのような懸案事項も、今のところまだ数多くある ところから、継続してお願いしたほうがいいのではないかと。

基本的には、審議委員の更新は6年が任期と。2年ずつなのですけれども、最大6年という幅もありますので、今回は、皆さん、継続してお願いしたいということで、4名に継続してもらうことになりました。

○伊藤委員 今の説明で大変よく分かりました。

○齋藤委員 4人の方が集まって会議をするようなケースというのは、分かっていればでけっこうですが、2年間でどのくらいあるのでしょうか。そのような機会はなければ一番いいと思うのですけれども。人事とは別の質問で恐縮です。

〇学校支援課 長 重大事態が起こったときにこの専門委員会を開くのですけれども、それ以外に、さまざまな案件で相談しなくてはいけないことがありますので、定期的に、年間3回程度は開いております。その際に、いじめ案件は重大事態とならないまでも、さまざまなものがありますので、それらについて、専門家の方からご意見をいただいて、どう判断していけばいいのかということについてお伺いしているところです。今までですと、年間3回ですので、計6回程度開

催している状況です。

○齋藤委員

今のお答えに関連して、私の個人的な意見なのですけれども、新潟市に 直接問題がなくても、全国で、他の市町村で、どこにでも共通に起こりうるよ うな可能性のある事態が起きた場合、新潟市では年3回くらい開催するとい うことでしたけれども、そういった集まりの中で、専門の方たちといろいろとお 話をしていただくということを望みます。

今, 新潟市には問題がないということではなくて, 共通する可能性という のは, 波及も含めてあると思いますので。

○沢野委員

私も齋藤委員と同じ意見です。どういう対処をしたらいいか、どういう問題なのかというか、それを勉強しておく、意見を求めるということはすごく大事だと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

○学校支援課

齋藤委員や沢野委員がおっしゃっているとおりだと我々もとらえております。専門家の方々から多角的にご意見をいただかないと、よく分からない、判断しづらい面もありますので、この専門委員会は今後とも有効にかかわっていただくためにお願いしていきたいと考えています。

○教育長

長

それでは、議案第39号に関しては承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長

そのように決定します。

教育総務課から発言を求められておりますので、議案第30号について、 発言を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育総務課

長

先ほど議決いただきました議案第 30 号について, 訂正がございましたのでご報告いたします。

付議の8ページをご覧ください。1の改正理由(1)アの2行目でございます。「第27条に幼保連携型認定保育園」と記載しておりますが、ここは「保育園」ではなく「こども園」ということで、誤植でございます。大変申し訳ございません。今後、議案については精査し、間違えないように提出させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

第4 報告

○教育長

これより報告案件に入ります。

最初に、「(仮称)国際青少年センター・(仮称)芸術創造ファクトリー基本 構想(案)に対するパブリックコメントの実施結果について」、地域教育推進 課から説明をお願いします。

〇地域教育推 進課長

報告の1をご覧ください。(仮称)国際青少年センター・(仮称)芸術創造ファクトリー基本構想(案)に対するパブリックコメントが終了しましたので報告いたします。お諮りした基本構想の内容につきましては,基本理念,施設の役割,機能,内容等です。構想については12月に概略版でお示しいたしましたけれども,基本理念について若干,文言を修正しましたので,そこについて補足いたします。

前回お示しした理念の中では、「青少年健全育成と文化創造の拠点を整

備し、さまざまなプログラムの展開により、心豊かな子どもの育成、心豊かな 生活の実現を目指します。」というものでしたけれども、芸術創造ファクトリー の役割を少し具体的にしたものとして、基本理念を修正したものを提示して おります。

パブリックコメントを実施したのは、昨年12月28日から今年1月27日の 1か月間です。いただいた意見は、二つの団体から合わせて14件にのぼり ました。報告の3,4,5にありますのがその意見となります。これらについて 担当課で精査し、また、検討委員会の中で検討し精査していった結果、報 告5のNo.10については修正を加えて構想を策定することになりました。内容 につきましては、市の美術館と近い距離にありますので、連動した取組みを 行うべきではないかということでしたので、役割の(2)のところに、「市内文化 施設等との連携を図り」という文言を加えることにいたしました。

なお、いただいたパブリックコメントの結果につきましては、ホームページ や区役所等で来週から閲覧できるようにしていきたいと思っております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○織田委員

パブリックコメントをかける期間について,以前,心配な気持ちを申し上げ た者として質問させてください。 寄せられたご意見は、2 つの団体からきてい て, 数としては 14 件ということですね。内容がここに書いてありますが, 担当 部署として、これは適切なと言いますか、想定内の数なのでしょうか。もう少 したくさん寄せられるのではと私は思っていたのですが、どのようなものでし ようか。

進課長

○地域教育推 2団体が多いか、少ないかということについては、こういう結果であったこと は受け止めなければならないと思っております。関係する,例えば自治会な どの集まりに行って説明をしたり、中央区の懇談会がありましたけれども、そ のおりにお話をしたり、また今、大畑少年センターを使っている青少年団体 を集めて、そこでお話をしたりと、関係あるところにはいくつかお話をしてき たつもりですし、12月23日には新潟日報からこの記事を取り上げていただ いて、パブリックコメントがあるということをお示ししていただいたのですが、こ ういう結果になったということでございます。

○織田委員

いただいたご意見としては、建設的なご意見が多かったように思いますの で, とてもよかったと思います。

もう 1 点ですが、報告 3 にありますように、いただいたご意見に対して、市 の考え方が中段に書かれています。返答の記述は違うものになるかと思っ ているのですが、資料の2番と4番、「いただいたご意見は、この施設の理 念や役割と直接関係がないため」の記述が先にあり、「ご意見は、関係課と 共有させていただきます」が後に記述してあります。 パブリックコメントという のは「こういうやり方で、いかがですか」と市民に投げかけて、市民からそれ に対してのご意見をいただくわけです。貴重なご意見をいただいたので、そ の意見に対して失礼のない返答になるようにご配慮いただけたらと思いま す。できたら、返答の記述に「ご意見を関係課と共有し、生かせるところは生

かします」みたいな姿勢が先にきていたほうが、受けとる側としては良いので はないかと思います。

ただ、この文脈については、「この意見は、ここと関係ないので取り上げませ んよ」というのは理解できます。そうではありますが、一般的にはご意見の扱 い方を慎重にお願いしたいと思いました。

報告5ページの13番,14番については、「ご意見を踏まえ、適切な管理・ 運営手法を検討します」とあります。このように書かれていると「修正には至 らずとも、自分の意見はきちんと生かされていくのだな」と納得していただけ るのではないかと感じました。

進課長

○地域教育推 せっかくいただいた意見ですので、失礼のないようにお伝えしなければな らない部分もありますし、また、それをどう反映するのかについても、はっきり お答えしなければならない部分もあるかと思います。そこで、このような表記 をして、私どもはこのまま閲覧できるようにしたいと考えていたのですけれど も、そのようなご意見があったということもしっかり踏まえなければならないと 思います。

○伊藤委員

報告3の3番のところについてなのですが、「集会所として、申込みすれ ば利用できる場所を提供してほしい。」ということについてです。1階の部分 は、地域及び市民の皆様が自由に利用できる場として考えているということ で、2階については、「申込みによる利用ができる部屋として検討していま す。」とはっきり載せてあります。例えば、市民の皆様が自由に利用できなく なることもあるということでしょうか。

集会所というのが、この理念にあった内容で利用する。集会をするのだけ れども、基本理念に沿ったものでやるのか。あくまでもただの集会所、どのよ うな目的であれ、わいわいお茶飲みをするのにどんな目的、基本理念には 関係ないのだけれども、空いているから使うことが認められるのか。その辺 の2階スペースの表現が分かりにくいので、1と2と分けてありますけれども、 そういうこともあり得るということでしょうか。基本理念に関係ない利用目的で も、部屋が空いていれば集会所としての利用ができると明言されるのでしょ うか。お聞かせください。

進課長

○地域教育推 さらに検討していかなければならない課題なのかもしれませんけれども、 理念として、国際青少年センターの役割、芸術創造ファクトリーの役割という ものを示したものでございますので、コミュニティハウスのようなものではな く、あくまでもその理念にかなった施設をこれから整備していきますという意 味で、こういうお答えをしています。

○伊藤委員

こういうと誤解を招くではないけれども、そういう意味では、踏まえるというこ とは間違いないのですね。

進課長

○地域教育推 そうです。一般の方が1階のコミュニティスペースを自由に使っていただい てけっこうですと。ただ、集会のようなものに使うときには、それなりの集まる 和室などがございますと。これについては利用できる部屋として検討してい きますということで、ただ、国際青少年センターの理念にかなっているかどう

か、使い方については今後検討していかなければならないということであります。

○藤田委員

報告1の,「周辺道路の安全対策」というところなのですが,新潟市全体が どこにいってもわりと外灯が暗いような気がするのです。これが設けられる場 所は,坂を上って,だんだん寂しくなるような場所なので,できれば,外灯を 増やすなり,外灯を明るくして,周辺を歩いている人が怖くないようにしてい ただきたいと思います。

〇地域教育推 進課長

地域にご説明にあがったときも、この周辺についての整備をお願いしたい というご意見をいただいています。今回のパブリックコメントについては、こ の施設、建物の中について要望を聞いているものでしたので、ここの表記 のとおり、関係課と共有させていただきますということで、お答えさせていた だいております。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この件については終了とします。

次に、「指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について」は、人 事案件でございますので、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませ んでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長

それでは、公開案件終了後に非公開案件として再開し、報告いたします。 次に、本日、社会教育委員会議の議長から、第31期社会教育委員会建 議書を提出していただきました。第31社会教育委員会議の建議について、 生涯学習センターから説明をお願いいたします。

○生涯学習セ ンター次長

報告の7ページ及び8ページをご覧ください。先ほど、教育長がおっしゃったように、社会教育委員の雲尾議長から前田教育長に建議を提出していただいております。

第31期の社会教育委員会議は平成26年度,平成27年度の2か年間にわたって,本委員会,小委員会あわせて26回開催し,新潟市の生涯学習のあるべき姿について審議してまいりました。建議本冊につきましては,先にお送りしたところでございますが,本日はお手元の7ページ,8ページの概要版で説明させていただきたいと思います。

まず1番,第31期社会教育委員による建議にあたってという所でございます。本建議につきましては、社会教育委員が新潟市の教育ビジョンを応援して、新潟市の生涯学習を推進していくため、建議として作成したものでございます。目標といたしましては、人や地域のつながりを大切にしながら、新潟市教育ビジョンとともに生涯学習の振興を推進していきたいということから、「ともに学び、育ち、創る」としております。

2番の建議の構成でございますが、第2章、本市の生涯学習の目指すところに記載がございますけれども、基本方針といたしましては、学・社・民の融合による人づくり、地域づくりと、学習成果を生かす循環型生涯学習社会の推進としております。

第3章の施策の展開でございますけれども、ボランティアの活動支援や地域と学校パートナーシップ事業など、今までの新潟市の取組みを評価していただきつつ、さらなる学・社・民の融合、循環型生涯学習の推進について進めていくため、施策を「支援」という切り口で「学習支援」、「活動支援」、「ネットワーク支援」、「環境支援」という形に分けて整理しております。そこでは情報発信の強化や学習成果を生かす場の提供と創出、また、学・社・民それぞれの団体や個人をつなぐ地域教育コーディネーターや社会教育関係職員のスキルアップ、専門性の強化などについて重点化すべきとしております。

最後に施策の推進として、社会教育委員会議の場で、取組みについて事務局が報告し、必要の都度改善を図っていくものとしております。生涯学習担当課といたしましては、本建議をきちんと受け止め、尊重しながら、生涯学習の振興に努めてまいりたいと考えております。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○伊藤委員 区のミーティングなどに行っておりまして、社会教育、図書館等の事業等の意義というものを地域の人にお示しする機会がありました。そのときに、お知らせすることに力を入れなければということを再三確認するようなことが、ミーティングの感想となっております。

建議として、社会教育委員の皆様からいいものが挙がってまいりました。 これをまず、市民の皆様にお伝えして、また、市民が学ぶときに支援する仕 組みがあるということをしっかりとお示しし、分かっていただき、しかも、活用 していただくことでこれが生かされたということになるかと思いますので、その 辺は広報をよろしくお願いしたいと思います。

○生涯学習セ まずは、ホームページへの掲載を考えております。関連するのですけれどンター次長 も、市のホームページで生涯学習関係のページが分かりにくいという課題もございまして、今年度中に、若干見やすくするような改良を加えて、市民の方に分かりやすく情報を届けるよう努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○伊藤委員 今の件ですけれども、ホームページを見ないで市報を見るという市民もおりますので、どのようなスペースでもいいのですが、重ねてお伝えして活用していただけるように配慮をお願いいたします。

○生涯学習セ ありがとうございます。そのように努めてまいりたいと思います。

ンター次長

○教育長 それでは以上で終わります。

次に、「『教科用図書の検定申請期間中における閲覧等の問題』の調査結果について」、学校支援課から説明をお願いします。

〇学校支援課 教科用図書の検定申請期間中における閲覧等の問題の調査結果につい 長 て報告します。この件につきましては、2月の教育委員会臨時会におきまして、文部科学省からの情報に基づく本市の当該者数と、調査方法及びその時点での調査状況について報告いたしました。本日はすべての調査を終 え, 県を通じて文部科学省へ報告した結果についてご説明いたします。

報告9をご覧ください。調査対象者は、事案発生当時、新潟市の教員であったもので、文部科学省から情報提供を受けた59人です。そのうち、面談を実施したものは、すでにお亡くなりになった方などを除く57名です。当時の職位は校長20人、教頭1人、教諭35人、行政1人です。面談等による調査結果は次のとおりです。はじめに、謝礼等の受取についてです。謝礼を受けとった者が37人、懇親会に参加した者は4人、宿泊費を受けとった者は1人で、いずれも返金済みです。その他、交通費の実費を受けとった者は22人でした。

次に, 採択関係等についてです。対象者は 59 人のうち採択に関係する 委員は 17 人で, 内訳は県の調査員が 2 人, 新潟市地区調査員が 15 人で した。

次に、採択結果と採択への影響についてです。2月の臨時会でも報告いたしましたが、対象者本人への聴き取り、対象者以外の調査員への聴き取り、選定委員会議事録などの資料確認の結果、採択に影響を及ぼした事案は認められませんでした。

なお、教科書会社が開催する編集会議や意見聴取の会の参加のあり方 や、営利企業等の従事制限に関する適正な取扱について、改めて通知す るとともに、校長会などを通して管理職を含む全職員に周知を図っておりま す。また、処分については、今後、県教委と情報共有を図りながら決定して まいりたいと思います。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○齋藤委員

3番目の謝礼等の受取に宿泊費とありますね。一人返金済みと。これは宿泊費をもらって1泊の宿泊をして、ホテル等に払った分を返金したということですか。

〇学校支援課 長 その件につきましては、出版社のほうが宿泊場所を準備して、出版社のほうが宿泊場所の代金を払ったので、それについては、本人が出版社のほうに確認をして、かかった部分を出版社のほうへ返金した形になります。

○伊藤委員

今は調査結果ということですが、この後、どうなるのでしょうか。結果については、今後、ルールを周知するとか、その辺があれば教えてください。

〇学校支援課 長

これについては、先ほどお話をしたように、通知という形で現場に出しました。大きくは四つあります。まず一つは、検定中の教科書は閲覧しないと。これは改めてなのですけれども、しないということです。二つ目は、校外において教科書業者と面会する際は管理職に報告すること。面会場所を職員室にするなど、個人的な対応にならないように配慮すること。管理職についても同様とする。3番が、教科書の見本の献本は受けない。4は、教科書会社主催の編集会議等に参加する場合は、事前に営利企業等従事許可願を所属長を通じて教育委員会に提出することということで、以上4点について、改めて通知をさせていただきました。

○齋藤委員 言葉尻をとらえるようで申し訳ありませんが、今、改めて通知をするとおっ

しゃったのですが、これまでも通知しているのですね。

○学校支援課 すべてではありません。最後の、営利企業等従事許可願を所属長を通し 長 て教育委員会に提出すること。これについては、すべてのものにあって、教

科書だけではなくて、ほかのものにかかわることを含めて通知を出しております。ただ今回は、それをあえて教科書採択に係ることに限定させていただ

きました。

〇教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告については以上になります。

第5 次回日程

○教育長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課 4月につきましては、4月19日火曜日午後3時30分から、5月につきまし

長 ては、5月30日月曜日午後3時30分から定例会を予定しております。

第6 教育委員退任挨拶

○教育長 ここで、今定例会が最後となります眞谷委員より、退任のご挨拶をお願い いたします。

○眞谷委員 短い期間でございましたけれども、皆さんのご指導のおかげで無事に任期を終了することができたことを感謝申し上げたいと思います。

私自身は何も役に立つことができなくて、皆様方にむしろ負担をおかけ するだけで2年間過ごさせてもらったようなことで、本当に申し訳なく、恥ず かしく思っています。皆様方には迷惑をかけたのですけれども、私自身とし ては貴重な体験をさせていただいて、いろいろと勉強させていただくことが でき、私にとっては大きな財産を得ることができた2年間だったと改めて感じ ております。

皆様方のおかげで無事に任期を終えることができ、御礼を申し上げたい と思います。本当にありがとうございました。

○教育長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

第7 定例会一時閉会

○教育長 これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。事 務局も両教育次長、教育総務課長、教職員課長及び教育総務課事務局を

除き退席をお願いいたします。

第8 定例会再開

(非公開案件) (付議事件

「議案第35号 事務局及び機関の長の人事について」

審議し、可決する。)

(報告案件

「指導が不適切な教職員に関する審査会の報告について」 報告する。)

第9 閉会宣言

○教育長 午後4時55分, 閉会を宣言する。

以上,会議のてん末を承認し,署名する。

署名委員

署名委員